

## 2 監事の意見書

### 監 事 の 意 見 書

監事監査規則第9条の規定により、令和元年度決算監査を行った結果、共済掛金及び事務費賦課金の徴収、共済金の支払い並びに合計残高試算表をはじめとする経理処理については、当組合の諸規則等に基づいて適正に行われていることを認める。

また、農業共済事業においても、事業計画に対する執行状況や加入申込から損害評価、共済金の支払いまでの一連の業務などを監査した結果、適正に行われていることを認める。

なお、東京都の常例検査による指摘事項及び検査後指導の内容を踏まえ、定款をはじめとして、事業規程や各事業における要綱・要領を改めて確認し、正しい手順に沿って適正な業務執行に努めること。

令和2年7月10日

東京都農業共済組合

代表監事	五十嵐	透
監事	平野	博